

第1条(総則)

この規定は、さくらスポーツクラブ(以下「クラブ」という)規約第16条の規定に基づき、クラブ入会および退会に関して必要な事項を定める。

第2条(入会)

このクラブに入会しようとする者は、クラブ所定の入会申請書を提出しなければならない。

2 入会者(以下「会員」という)に会員証を交付する。

3 会員の種類は次のとおりとする。

- (1) ファミリー会員
- (2) 夫婦会員
- (3) 個人会員

第3条(入会金)

入会しようとする者は、入会申請時に入会金を納入しなければならない。

2 入会金の額は、1人1,000円とする。
ただし、中学生以下については、1人500円とする。

第4条(年会費)

年会費は次のとおりとする。

会員区分	年会費
ファミリー会員	10,000円
夫婦会員	8,000円
個人会員 一般	5,000円
中学生以下	2,500円

2 途中入会の会員についての会費は月割で算出し、1ヶ月単位の月割会費額はそれぞれの年会費の10分の1とする。

第5条(年会費の納入)

会員は、年会費の2分の1の額をそれぞれ4月末、10月末までに支払わなければならない。
ただし、役員会が認めた場合はこの限りでない。

第6条(会員の事業参加)

会員は、クラブが行うすべての活動に参加することができる。

第7条(退会)

クラブを退会しようとする者は、クラブ所定の退会届を提出し、会員証を返却しなければならない。
附則

1. この規定は平成14年7月1日から施行する。
2. 第4条の規定に関わらず、発足当初の会費については別に定める。